# 令和2年度第7回五島市農業委員会総会会議議事録(公表用)

開会日時	令和2年9月28日 午後1時30分											
閉会日時	令和2年9月28日			午後3時15分								
場所	五島市役所新本館3階会議室											
	1	南	忠明				3	山﨑	早苗	4	平田	光昭
農業委員	5	荒木	富男	6	今里	誠一				8	山本	実雄
出席委員 (16名)	9	小林	善孝				1 1	寺脇	八夫	1 2	長尾	五男
	1 3	上村	孝幸	1 4	角田	隆章	1 5	尾崎	初雄	16	本村	元
	1 7	寺坂	誠一	1 8	林	賢市	19	山田	勝久			
欠席委員	2	出口:	幸博	7	中村	耕二	10	古里	善秀			
(3名)												
推 進 委 員 出 席 委 員												
(一名)												
欠 席 委 員 (一名)												
署名委員	1 4		隆章	17		誠一						
<b>事 %</b> 口	次長兼農地係長:津渡俊和 主査:阿野舞子 事務職員:伊東瑞樹 会計年度任用職員:井川勝博											
事務局	分室 富 江:伊賀紀子主幹 三井楽:大坪頼実主査 奈留:村木博信係長 岐 宿:月川美香主査 玉之浦:平田華子主事											

	議	題	件	名	結	果
	議案第	39 号	農地法第5条の規定による許可申請に	係る意見について	可	決
上程案	議案第	40 号	農用地利用集積計画の決定について		可	決
上程案件及び処理結果	議案第	41 号	農用地利用集積計画(農地中間管理事	「業)の決定について	可	決
埋 結 果	議案第	42 号	農用地利用配分計画(案)に対する意	見について	可	決
	議案第	43 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断	iについて	可	決

### =午後1時30分 開会=

### □事務局長

それでは、令和2年度第7回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者 数等のご報告をさせていただきます。

本日は、2番出口幸博委員、7番中村耕二委員、10番古里善秀委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中16名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

# 〇議長

皆さん、こんにちは。局長は、今、議会があっており、どうしてもそちらに出席しなければならないということで、本日は欠席ということになりますので、よろしくお願いします。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和2年度第7回五島市農業委員会総会を 開会いたします。

#### 〇議長

それでは、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

議案説明の前に農地法第5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。1から2ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設 定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。 許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。また、本日の議案にもありますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可をすることができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改 良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、3ページの議案第39号の1番をご説明いたします。

権利:売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇〇〇円です。

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番3 畑 290 m 第1種農地

譲渡人 : 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇

譲受人 : 〇〇町〇〇〇〇番地1 〇〇〇〇 持分2分の1 山田未来 持分2分の1

転用目的:住宅用地

申請事由:現在、借り住まいのため申請地を購入し自宅を新築する。

申請地は、〇〇〇〇から南東へ約 590mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、隣接土地とは、擁壁を設置することにより土砂等の流失 や崩壊の恐れはないと思われます。近隣農地とは、十分な距離を設け、建物を平屋建てと することにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷 地内で自然流下及び既存側溝に放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路 側溝に放流する計画となっております。本案は、おおむね10へクタール以上の規模の一団 の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについて は、例外的に許可をすることができるとなっております。

次に、4ページをご覧ください。議案第39号の2番をご説明いたします。

権利:売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇〇〇円です。

所 在 : 〇〇町〇〇〇番1 畑 310 ㎡

〇〇町〇〇〇〇番1 畑 423 ㎡

合計 733 m 第 3 種農地

譲渡人 : 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 : 〇〇町〇〇〇〇番地 3 〇〇〇〇

転用目的:住宅用地及び駐車場用地

申請事由:両親と同居するため二世帯居住の住宅と自家用車及び来客用の駐車場として

申請地を購入する。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約400mに位置し、農業振興地域外で都市計画区域内の第1種住居地域に用途設定された第3種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、隣接土地との境界に沿って擁壁を設置することにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近隣農地とは、建物を平屋建てとすることにより、 日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。

また、転用目的が一般個人住宅の場合、転用面積の上限の目安を500 ㎡としますが、本案件の転用面積は、733 ㎡で233 ㎡超えています。理由として両親との二世帯居住用の住宅を建設するため面積が大きく必要である。また、4 台分の自家用車と3 台分の来客用の駐車場用地として必要である。とした面積超過の理由書が提出されております。

雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝 に放流する計画となっております。

次に5ページをご覧ください。議案第39号の3番をご説明いたします。

権 利 :売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇〇〇円です。

所 在 : 〇〇町〇〇〇番 畑 554 ㎡ 第2種農地

譲渡人 : 〇〇町〇〇〇〇番地 2 〇〇〇〇

譲受人 : 長崎市〇〇〇〇番地 7 〇〇〇〇

転用目的:貸家用地及び駐車場用地

申請事由:長崎市で建設会社を経営しており、五島市内で仕事を受注することが多くな

った為に〇〇〇〇の個人で借家を建設し、それを社宅として利用する。

申請地は、〇〇〇〇から北東へ約320mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内であります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま使用し、隣接土地とは、擁壁を設置することにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近隣は宅地化されており、耕作農地は無いので、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下及び水路放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、おおむね10~クタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、6ページをご覧ください。議案第39号の4番をご説明いたします。

権利:売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇〇〇円です。

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番1 田 547 m 第3種農地

譲渡人 : 〇〇町〇〇〇〇番地 1 〇〇〇〇譲受人 : 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的:住宅用地

申請事由:現在、借り住まいであるために申請地を購入し自宅を新築する。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約 370mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま使用しますが、住宅建設敷地への進入路のため法面を 0.6m切土造成します。敷地全体をコンクリート及び砕石による舗装を施工し、隣接地との境界は、擁壁を設置するため土砂等の流出の恐れはなく、近隣に耕作している農地は無く、建物を平屋建てとすることにより日照、通風、耕作等に影響はないと思われます。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

また、転用目的が一般個人住宅の場合、転用面積の上限の目安を 500 ㎡としますが、本案件の転用面積は、547 ㎡で 47 ㎡超えています。理由として法面部分が 44 ㎡及び進入路部分が 23 ㎡であります。有効利用面積が 475 ㎡となり 500 ㎡を超えておりません。また、残地が 47 ㎡と農地として利用ができないとした面積超過の理由書が提出されております。

最後に、7ページをご覧ください。議案第39号の5番をご説明いたします。

権 利 : 売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇〇〇円です。

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番 畑 1689 m 第 2 種農地

譲渡人 : 〇〇町〇〇〇〇番地3 〇〇〇〇

譲受人 : 東京都板橋区〇〇〇〇〇〇〇番 2 号

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

転用目的:太陽光発電所用地

申請事由:申請地に太陽光発電所を設置し、電気供給を目的として稼働し売電すること

により収益を得たい。

申請地は、〇〇〇〇から北西へ約 470mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内の作業道路や作業スペースは砂利敷きとし、畦畔は強固に固められ土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので近隣農地への日照、通風、耕作等に影響はないと思われます。また、ソーラーパネル 340 枚の発電能力 49.5kw の太陽光発電所を1基設置して九州電力へ売電する計画となっております。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

# 〇議長

次に、議案第39号に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第39号の1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

# □○○地区協議会会長(○○○○)

○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第39号の1番について、当協議会は去る9月16日、 現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

## 議案第39号の1番

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番3

申請者 : 〇〇〇〇 持分2分の1 外1名

転用目的:住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

# 〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。 -質疑応答:なし-

## 〇議長

次に、議案第39号の2番から4番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

# □○○地区協議会会長(○○委員)

○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 39 号の 2 番から 4 番について、当協議会は去る 9 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

### 議案第39号の2番

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番1 外1筆

申請者 : 〇〇〇〇

転用目的:住宅用地及び駐車場用地

議案第39号の3番

所在:〇〇町〇〇〇〇番

申請者 : 〇〇〇〇

転用目的:貸家用地及び駐車場用地

## 議案第39号の4番

所 在 : 〇〇町〇〇〇番1

申請者 : 〇〇〇〇 転用目的: 住宅用地

議案第39号の2番及び4番の申請地は、都市計画区域内の第1種住居地域及び第1種低層住居専用地域に用途設定された第3種農地であります。3番の申請地は、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、貸家用地及び駐車場用地並びに住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により2番から4番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

# 〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。 -質疑応答:なし-

#### ○議長

次に、議案第39号の5番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長(○○委員)

○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第39号の5番について、当協議会は去る9月16日、 現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第39号の5番

所 在 : 〇〇町〇〇〇番

転用者 : 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

本案の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の 生産性の低い農地にある第2種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電 所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基 準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

#### 〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

-質疑応答:なし-

# 〇議長

質疑を終わり、採決は一括して行います。議案第39号の1番から5番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

- 「異議なし」という発言あり-

# 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は許可相当と決しました。

# 〇議長

次に、議案第 40 号 農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務 局の説明を求めます。

## □事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。 8、9ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。以上です。

## 〇議長

それでは、議案第40号の1番1を審議いたします。なお、議案第40号の1番1については〇番〇〇〇一番員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

-〇番〇〇〇〇委員:退席-

## 〇議長

事務局の説明を求めます。

### □事務局

それでは、議案についてご説明いたします。10ページをご覧ください。

1番 申請地 : 田 2 筆 7, 124 ㎡

貸付人 : OOOO 借受人 : OOOO

新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の① の各要件を満たしていると考えます。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

-質疑応答:なし-

# 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第40号、1番1は原案のとおり可決することにご 異議ございませんか。

- 「異議なし」という発言あり-

# 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号の1番1については原案のとおり可決されました。〇番〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

-〇番〇〇〇委員:出席-

# 〇議長

それでは、議案第40号の2番1を審議いたします。なお、議案第40号の2番1については〇番〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

-〇番〇〇〇委員:退席-

# 〇議長

事務局の説明を求めます。

#### □事務局

2番 申請地 : 畑1筆 4,302 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

借受人 : 〇〇〇〇

新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の① の各要件を満たしていると考えます。以上です。

### 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

-質疑応答:なし-

# 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第40号、2番1は原案のとおり可決することにご 異議ございませんか。

- 「異議なし」という発言あり-

# 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号の2番1については原案のとおり可決されました。〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

-〇番〇〇〇委員:出席-

### 〇議長

それでは、議案第40号の3番1から21番2までを審議いたします。事務局の説明を求めます。

## □事務局

10ページをご覧ください。枝番が続いている場合は、借受人が同一な為、省略してご説明いたします。

3番1 申請地 : 畑3筆 1,645 ㎡

貸付人 : OOOO 借受人 : OOOO

3番2 申請地 : 畑1筆 1,447 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

3番3 申請地 : 畑1筆 1,371 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

3番4 申請地 : 畑1筆 1,319 m<sup>2</sup>

貸付人 : 0000

以上、3 番 1~3 番 4 につきましては、すべて新規で、契約内容は、3 番 1、3 番 3 が使用貸借権、その他が、賃貸借権となっております。

4番 申請地 : 畑1筆 1,334 m²

貸付人 : 〇〇〇〇

借受人 : 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

5番1 申請地 : 畑1筆 2,221 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

借受人 : 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

5番2 申請地 : 畑10筆 17,536 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

5番3 申請地 : 畑1筆 1,980 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

5番4 申請地 : 畑1筆 1,907 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

5番5 申請地 : 畑1筆 1,882 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

5番6 申請地 : 畑4筆 10,173 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

5番7 申請地 : 畑6筆 7,358 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

5番8 申請地 : 畑2筆 2,622 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

5番9 申請地 : 畑2筆 2,621 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇 外 5 名

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。

5番10 申請地 : 畑2筆 5,446 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

5番11 申請地 : 畑2筆 2,641 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

5番12 申請地 : 畑3筆 6,644 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

5番13 申請地 : 畑1筆 510 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

5番14 申請地 : 畑3筆 3,040 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

5番15 申請地 : 畑1筆 2,129 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

5番16 申請地 : 畑3筆 2,541 ㎡

貸付人 : 0000

以上、5番1~5番16につきましては、5番1、5番2、5番4、5番5、5番7、 5番9~5番11、5番6のうち1筆、5番14のうち1筆が新規で、その他が更新 となっております。

契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

6番 申請地 : 樹園地 4 筆 6,934 m<sup>2</sup>

貸付人 : 0000 借受人 : 0000

新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

7番 申請地 : 畑1筆 1,960 ㎡

貸付人 : OOOO 借受人 : OOOO

新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

8番 申請地 : 畑 10 筆 8,713 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

借受人 : 〇〇〇〇

1筆が更新、その他が新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

9番1 申請地 : 田1筆 1,319 m<sup>2</sup>

貸付人 : 0000

借受人 : 〇〇〇〇

9番2 申請地 : 田3筆 2,678 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

9番3 申請地 : 田1筆 2,235 m<sup>2</sup>

貸付人 : 0000

以上、9番1~9番3につきましては、すべて更新で、契約内容は、使用貸借権

となっております。

10番 申請地 : 畑1筆 2,444 m<sup>2</sup>

貸付人 : OOOO 借受人 : OOOO

新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

11番1 申請地 : 畑2筆 1,482 ㎡

貸付人 : 中野俊則

借受人 :有限会社 〇〇〇〇 取締役 〇〇〇〇

11番2 申請地 : 畑1筆 1,041 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇 外 2 名

こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。

11番3 申請地 : 畑8筆 19,915 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

11番4 申請地 : 畑3筆 4,908 m<sup>2</sup>

貸付人 : 0000

以上、9番1~9番3につきましては、すべて更新で、契約内容は、使用貸借権 となっております。

12番1 申請地 : 畑1筆 913 m<sup>2</sup>

貸付人 : OOOO 借受人 : OOOO

12番2 申請地 :畑1筆 3,689 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

12番3 申請地 : 田1筆 2,468 m<sup>2</sup>

貸付人 : 0000

以上、12番1~12番3につきましては、すべて新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

13 番 申請地 田1筆 2,121 m<sup>2</sup>

貸付人 : 0000 借受人 : 0000

新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

14番 申請地 : 畑1筆 7.083 m<sup>2</sup>

貸付人 : OOOO 借受人 : OOOO

新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

15 番 1 申請地 : 田 1 筆 128 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

借受人 : 0000

15番2 申請地 :田1筆 1,864 m<sup>2</sup>

貸付人 : 0000

以上、15番1、15番2につきましては、すべて更新で、契約内容は、使用貸借

権となっております。

16番1 申請地 : 田2筆 3,237 m<sup>2</sup>

貸付人 : OOOO 借受人 : OOOO

16番2 申請地 : 田2筆 2,951 m<sup>2</sup>

貸付人 : 0000

16番3 申請地 : 田3筆 6,871 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

16番4 申請地 : 田2筆 1,636 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

16番5 申請地 : 田1筆 3,581 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

16番6 申請地 : 田1筆 1,922 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

以上、16番1~16番6につきましては、すべて更新で、契約内容は、賃貸借権

となっております

続きまして、所有権移転を説明します。

17番 申請地 : 畑1筆 3,176 ㎡

譲渡人 : 〇〇〇〇 譲受人 : 〇〇〇〇

契約内容は売買で、対価は〇〇〇〇円となっております。

18番 申請地 : 田2筆 1,576 m<sup>2</sup>

譲渡人 : 〇〇〇〇 譲受人 : 〇〇〇〇

契約内容は贈与となっております。

19番 申請地 : 畑 21筆 20,148 ㎡

譲渡人 : 〇〇〇〇 譲受人 : 〇〇〇〇

契約内容は贈与となっております。

20番 申請地 : 田1筆 1,522 m<sup>2</sup>

譲渡人 : 0000

契約内容は売買で、対価は〇〇〇〇円となっております。

21番1 申請地 : 田1筆 2,327 m<sup>2</sup>

譲渡人 : 0000 譲受人 : 0000

21 番 2 申請地 : 田 1 筆 1,532 ㎡

譲渡人 : 0000

以上、21番1、21番2の契約内容は21番1が贈与、21番2が売買で、対価は

## 〇〇〇〇円となっております。

以上、3 番  $1\sim21$  番 2 につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の(1)の各要件を満たしていると考えます。以上です。

### 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

# 00000委員

7番1についてです。私は貸付人、借受人どちらとも親戚です。〇〇〇〇さんは息子に自分の名義を贈与する手続きを進めています。〇〇〇〇さんは施設にいて、もう農業はできません。息子が自分の名前と父親の名前とごっちゃになって申請しているんじゃないでしょうか。

# □事務局

一応、市役所に直接来られました。

# 00000

だからさ、意味が分からずに自分の名前を言わなくてはならないのを父親の名前を言ったんじゃないかね。

# 〇議長

貸付人と借受人が逆ということですか。

## 00000委員

いやいや。借受人の〇〇〇〇さんが高齢かつ半身不随で農業ができないんですよ。それで息子に今年いっぱいで贈与する手続きを進めています。だから、息子に譲り渡すのにわざわざ農地を借りなくて、息子が〇〇〇〇さんの名前と自分の名前を勘違いして父親の名前を言っているんじゃないでしょうかということです。これは保留にしていた方がいいんじゃないでしょうか。今は〇〇〇〇さんの名義で農地台帳に載っているのでそのままにしているんじゃないかということです。

#### 〇議長

息子さんの名前が農地台帳になかったらだめだね。

#### 00000委員

認定農業者になっているんですけど、3 条を取っていないからね。でも、農林課がそれでいいですと言ったそうです。

# 〇議長

でもなんで認定農業者を取っているんですか。

#### 00000

5年間くらい仕事をしているからでしょうね。

# 〇〇〇委員

そんなことってあるんですか。

# 00000

借り受けていても農地台帳には載りますよね。

## 00000

契約していないから。3 条は農業委員会に申請していないので、父親の名義を変えるのに法務局に行っても登記できないからですね。だからこれはそもそも間違いです。保留にしておいたほうがいいんじゃないんでしょうか。

### 〇議長

今、〇〇〇〇からこれは 3 条も取ってないし、5 反の面積もないということでした。まだ確認はとれていませんが、この件については保留にしたらということですがどうでしょうか。

### 〇〇〇委員

保留はありえないじゃないですか。取消しかないですよね。

### 〇議長

本人から再度、申請してもらわないといけないのですが、一応、取消しにしましょうか。

#### 00000

一応、取り消して、私がまたアドバイスします。

#### 〇議長

では、そういうことでいいですか。

# □事務局

はい。

# ○議長

他にありませんか。質疑を終わり、採決いたします。議案第40号、利用権設定の3番1から16番6、その中で7番1は取消しとします。所有権移転の17番1から21番2は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

- 「異議なし」という発言あり-

# 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号、利用権設定の3番1外43件、所有権移転の17番1外5件については、修正して可決されました。

#### 〇議長

続きまして、議案第 41 号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、 を議題といたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

26ページをご覧ください。

1番1 申請地 : 畑1筆 2,978 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

借受人 : 公益財団法人 長崎県農業振興公社 〇〇〇〇 〇〇〇〇

1番2 申請地 : 畑2筆 3,332 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番3 申請地 : 畑2筆 4,609 m<sup>2</sup>

貸付人 : 0000

1番4 申請地 : 田1筆 2,103 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番5 申請地 : 畑1筆 2,423 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番6 申請地 : 畑1筆 1,995 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番7 申請地 : 畑1筆 2,935 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

1番8 申請地 : 畑1筆 2,450 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

1番9 申請地 : 畑2筆 3,682 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番10 申請地 : 畑1筆 1,447 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番11 申請地 : 畑1筆 2,047 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

1番12 申請地 : 畑4筆 8,938 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番13 申請地 : 畑3筆 5,919 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番14 申請地 : 畑2筆 7,517 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番15 申請地 : 畑3筆 6,953 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番16 申請地 : 畑3筆 4,624 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番 17 申請地 : 畑 1 筆 1,861 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

1番18 申請地 : 畑2筆 2,392 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番19 申請地 : 畑3筆 5,192 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番20 申請地 : 畑2筆 4,444 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番21 申請地 : 畑7筆 8,959 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

1番22 申請地 : 畑1筆 3,332 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番23 申請地 : 畑2筆 4,129 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

1番24 申請地 : 畑1筆 2,009 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番25 申請地 : 畑1筆 5,389 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番 26 申請地 : 畑 3 筆 9,493 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

1番27 申請地 : 畑1筆 2,869 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番28 申請地 : 畑1筆 7,614㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

1番29 申請地 :畑1筆 8,090 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

1番30 申請地 : 畑1筆 4,023 ㎡

貸付人 : 〇〇〇〇

1番31 申請地 : 畑1筆 3,261 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

1番32 申請地 : 畑3筆 5,714 m<sup>2</sup>

貸付人 : 〇〇〇〇

以上、1番1~1番32の契約内容は、1番4~1番6、1番8~1番11、1番19、 1番22、1番24、1番26、1番29、1番31、1番32が賃貸借権、その他が使用 貸借権となっております。

1番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

#### 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

-質疑応答:なし-

# 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第41号、利用権設定の1番1から1番32は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

- 「異議なし」という発言あり-

#### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号の利用権設定1番1外31件については、 すべて原案のとおり可決されました。

#### 〇議長

次に、議案第42号 農地利用配分計画(案)に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

## □事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。35ページをご覧く ださい。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権 を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計 画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めること ができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなってお ります。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第41号1番各号の利用権設 定に係る配分計画と再配分であります。

議案についてご説明いたします。36ページをご覧ください。

1番1 申請地 : 畑1筆 2.978 m<sup>2</sup>

借受人 : 〇〇〇〇

申請地 : 畑2筆 3,332 m<sup>2</sup> 1番2

1番3 申請地 : 畑2筆 4,609 ㎡

申請地 : 畑4筆 8.938 m<sup>2</sup> 1番4

1番5 申請地 : 畑3筆 5,919 m<sup>2</sup>

申請地 : 畑2筆 7,517 ㎡ 1番6

申請地 : 畑3筆 6,953 ㎡ 1番7

1番8 申請地 : 畑3筆 4,624 m<sup>2</sup> 1番9 申請地 : 畑1筆 1.861 m<sup>2</sup>

以上、1番1~1番9の契約内容は、すべて使用貸借権となっております。

2番 申請地 : 田1筆 2,103 m<sup>2</sup>

借受人 : 〇〇〇〇

契約内容は、賃貸借権となっております。

申請地 : 畑1筆 2,423 m<sup>2</sup> 3番1

借受人 : 木下安雄

申請地 : 畑1筆 2,450 ㎡ 3番2

3番3 申請地 : 畑2筆 3,682 m<sup>2</sup>

以上、3番1~3番3の契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

4番1 申請地 : 畑1筆 1,995 m<sup>2</sup>

借受人 : 〇〇〇〇

4番2 申請地 : 畑1筆 2,047 ㎡

以上、4番1、4番2の契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

申請地 : 畑1筆 2,935 m<sup>2</sup> 5番1

借受人 : 〇〇〇〇

5番2 申請地 : 畑1筆 1.447 m<sup>2</sup>

> 以上、5番1、5番2の契約内容は、5番1が使用貸借権、5番2が賃貸借権と なっております。

6番1 申請地 : 畑2筆 2,392 m<sup>2</sup>

借受人 : 〇〇〇〇

6番2 申請地 : 畑1筆 5,389 m<sup>2</sup>

6番3 申請地 : 畑3筆 9,493 ㎡

6番4 申請地 : 畑1筆 7,614 m<sup>2</sup>

6番5 申請地 : 畑1筆 8,090 ㎡

以上、6番1~6番5の契約内容は、6番3、6番5が使用貸借権、その他が賃貸

借権となっております。

7番 申請地 : 畑3筆 5,192 m<sup>2</sup>

借受人 : 〇〇〇〇

契約内容は、賃貸借権となっております。

8番1 申請地 : 畑2筆 4,444 m<sup>2</sup>

借受人 : 〇〇〇〇

8番2 申請地 : 畑1筆 3,332 m<sup>2</sup>

8番3 申請地 : 畑1筆 2,390 ㎡

8番4 申請地 : 畑1筆 2,009 ㎡

以上、8番1~8番4の契約内容は、8番1、8番3が使用貸借権、その他が賃貸

借権となっております。

9番1 申請地 : 畑7筆 8,959 ㎡

借受人 : 〇〇〇〇

9番2 申請地 : 畑2筆 4,129 m<sup>2</sup>

以上、9番1、9番2の契約内容は、すべて使用貸借権となっております。

10番1 申請地 : 畑1筆 2,869 ㎡

借受人 : 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

10番2 申請地 : 畑1筆 3,261 m²

以上、10番1、10番2の契約内容は、10番1が使用貸借権、10番2が賃貸借

権となっております。

11番 申請地 : 畑1筆 4,023 ㎡

借受人 : 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

契約内容は、使用貸借権となっております。

12番 申請地 : 畑2筆 2,082 m²

借受人 : 〇〇〇〇

契約内容は、賃貸借権となっております。

13 番 申請地 : 畑1筆 3,632 m²

借受人 : 〇〇〇〇

契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1番1~13番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

# 〇議長

それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

-質疑応答:なし-

#### ○議長

では、採決いたします。議案第 42 号の 1 番 1 から 13 番 1 については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

# - 「異議なし」という発言あり-

### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号の 1 番 1 外 33 件は、適当であるとの意見に決しました。

### 〇議長

次に、議案第 43 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

議案第 43 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。48 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。49、50ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは、田 1 筆、畑 10 筆、樹園地 2 筆で、面積は 7,455 ㎡となっております。4 月からの累計は、田 8 筆、畑 35 筆、樹園地 2 筆で合計面積は 44,131 ㎡となっております。以上です。

#### 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

-質疑応答:なし-

# 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 43 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断 に

ついては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

- 「異議なし」という発言あり-

#### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

#### 〇議長

議題は以上で終了いたしました。次に報告・協議事項に入ります。 始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

#### □事務局 会議等報告・予定他について

- 1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班報告について
- 2. 会議等報告・予定について

- 3. 農地所有適格者法人要件確認について
- 4. その他

# 〇議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第7回五島 市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

=午後 3 時 15 分 閉会=